

総合計画に替わる 新たな指針の策定について

これまでの総合計画の仕組みを改め、
新たな市政運営の総合的な指針を策定します。

2013年（平成25年）

藤沢市企画政策部企画政策課

総合計画とは

- 1969年（昭和44年）に地方自治法において策定を義務付け（議会同意）
- 地域における総合的計画的な行政運営のための構想（自治体の最上位計画）
 - － 総合計画の意義
 - 中長期の行動指針
 - 行政の総合性の担保
 - 地方行財政の効率的運営
 - 行政課題・政策課題の客観的把握 等

藤沢市の総合計画

| 名称 | 計画期間 | 概要 |
|------------------|---------|--|
| 藤沢市総合計画 | S44～H2 | 自然と生活環境に恵まれ，産業と文化の調和のある 住み良い都市の実現をめざす。 |
| 藤沢市新総合計画 | S54～H2 | 市民のまちづくりへの参画と湘南の中核都市にふさわしい 都市づくりを構想する。 |
| 藤沢市第二次新総合計画 | H3～H12 | 前計画の構想を引き継ぎながら，共生・活力・創造を 進めるという方向性を位置づける。 |
| ふじさわ総合計画 2020 | H13～H32 | 一生安心して暮らせるまちを標榜し，7つの基本目標を 定める。 |
| 藤沢市新総合計画 | H23～H43 | 社会経済情勢の変化や少子高齢化を背景に，新しい 公共を前提とした公共経営理念を位置づける。 |

新総合計画の見直し

- 市長交代に伴い，現行の新総合計画の見直しについて検討を行いました。



基本構想 = 新しい公共・地域経営



鈴木市政が進める市政運営の考え方

総合計画の課題

- 策定に多くの時間と労力，経費がかかっています。
- 市の事業を総花的に位置づけているため，重要，緊急な取り組みが見えづらくなっています。
- 多くの事業を位置づけた長期間の計画であったため，実施に当たって財政上の担保が十分にできない状況となっています。

総合計画の仕組みの廃止

- 総合計画自体のあり方を含めて見直した結果、総合計画に替わる新たな仕組みをつくります。
 - －多くの事業は、経常的に継続して実施されています。
 - －部門別（個別）計画があり、計画的に事業が進められています。
 - －地方自治法が改正され、総合計画の策定義務がなくなりました。



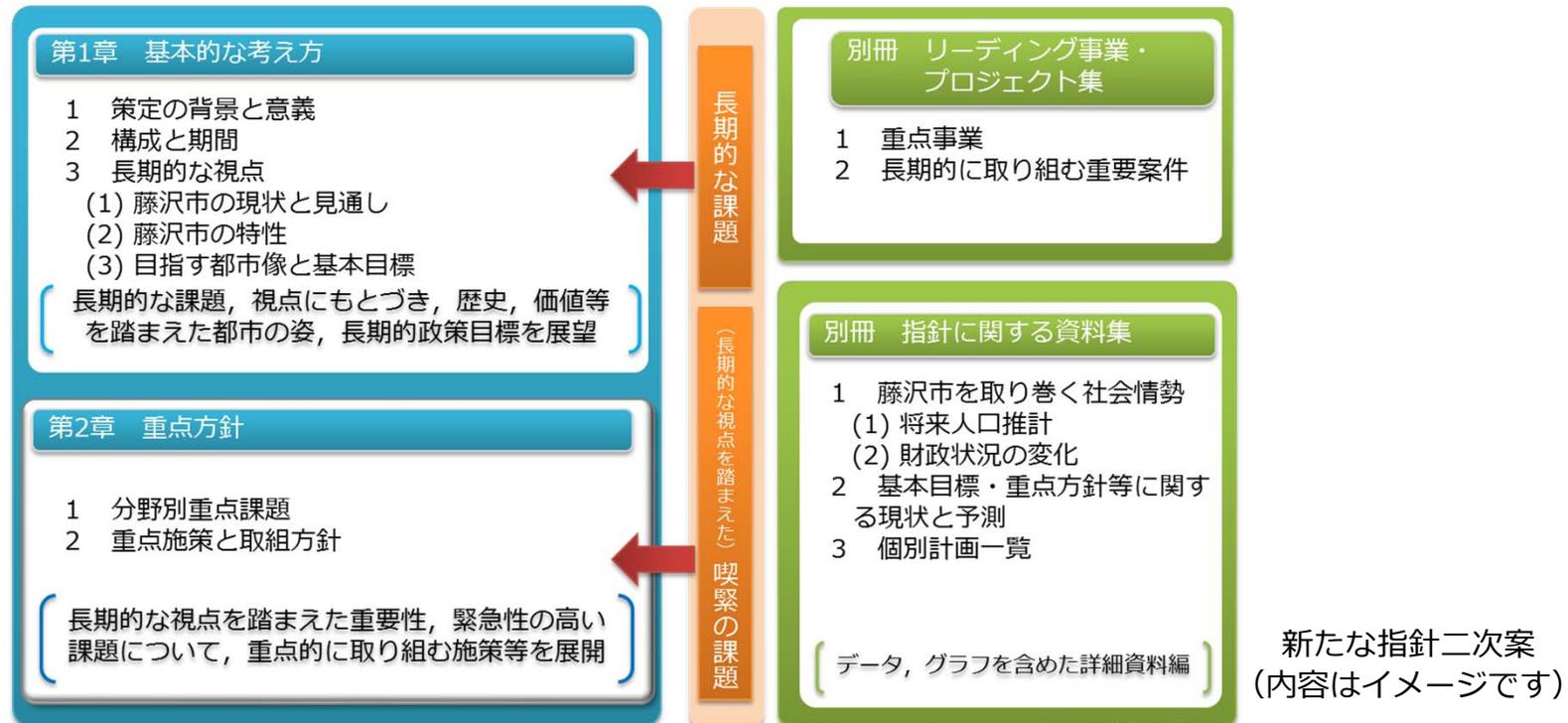
- 市政全体をとらえたなかで、重点的な取り組みを明らかにすることが必要と考えます。

(仮称) 新たな市政運営の総合的な指針

- 市長交代に関わらず継続できる仕組みとします。
- 指針の期間は、市長の任期にあわせたものとします。
- その時々々の社会情勢等に即した、市の重点化計画として策定します。
- 分かりやすい体系と構成にします。
- 時間や経費を極力かけずに策定します。

新たな指針の概要

- 将来の藤沢の姿を描きながら，重点的に取り組むべきことを政策，施策，事業という一連の方向性をもって，体系的に位置づけます。



都市像と基本目標（案）

- 20年後の藤沢を展望し，共通してめざす都市の姿と基本的な目標

都市像

郷土愛あふれる藤沢

～松風に人の和うるわし湘南の元気都市～

基本目標

安全な暮らしを守る

豊かな環境を創る

健康で安心な暮らしを支える

都市基盤を充実する

文化・スポーツを盛んにする

子どもたちを守り育む

地域経済を循環させる

市民自治・地域づくりを進める

重点施策(重点的な取り組み)(案)

- この3年間に，特に重点を置く取り組み
 - すべての取り組みを確実に進めるなかで，特に注力するもの

重点施策候補案の一部

災害に強いまちづくりの推進

13地区のまちづくりの推進

元気と健康づくりの推進

藤沢駅周辺地区再整備の促進

待機児童の解消

など

今後のスケジュール

- 1 2月中旬までにいただいたご意見を踏まえ、
1 2月末に重点施策・重点事業を決定します。



地区別まちづくり事業について

- 新たな指針においても各地区のまちづくり事業を位置づけていきます。
 - － まちづくり事業
 - 市民センター・公民館が実施する事業
 - 地域で主体的に実施する事業（市民センター・公民館が支援する事業）
- 市の担当課が実施する事業への要望, 将来的に地域で取り組む事業についても盛り込みます。



**よろしくご協力くださいますよう
お願いいたします。**